

入札公告

桜井市グリーンパーク等におけるフロン排出抑制法に係る空調機器点検業務委託の一般競争入札（条件付き）を実施する為、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、この入札は、予定価格の事前公表を行い、郵便入札となります。

令和 8年 6月15日

桜井市長 松井正剛

1 委託の概要等

- | | |
|----------|---|
| (1) 委託名 | フロン排出抑制法に係る空調機器点検業務委託 |
| (2) 委託場所 | ①桜井市グリーンパーク 管理工房棟
②桜井市グリーンパーク 焼却炉棟
③桜井市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 |
| (3) 委託番号 | 環総委第1号 |
| (4) 委託概要 | フロン排出抑制法に係る空調機器の定期点検
①桜井市グリーンパーク 管理工房棟
(室外機16台、室内機105台)
②桜井市グリーンパーク 焼却炉棟
(室外機4台、室内機34台)
③桜井市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設
(室外機1台、室内機4台) |
| (5) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで |

- 2 予定価格 ¥1,016,000円（消費税等を含まない）

3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8年度桜井市物品購入・業務委託入札参加資格者名簿に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）第2条の2の規定に該当しないこと。
- (4) 公告の日から入札執行の日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱（令和5年3月桜井市告示第83号）に基づく入札参加停止処分を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (8) 専門点検の方法について、十分な知見を有する者を技術者として配置すること。
なお、十分な知見を有する者については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第1種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」（環境省・経済産業省 令和3年4月）に記載のとおりとする。
- (9) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）に基づき、次のいずれかに該当しない者。
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ③役員等が暴力団員であると認められる者
 - ④暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - ⑤役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ※「役員等」とは、法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体ではないこと。

4 申請方法

この委託の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）、モラルに対する決意（様式2）及び配置予定技術者届（様式3）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書等の配付

- ア 期 間 令和8年6月15日（月）から令和8年6月30日（火）まで
（土、日及び祝日を除く）
- イ 時 間 午前9時から午後5時まで
- ウ 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部環境総務課（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）
（桜井市ホームページからダウンロードできます。）

(2) 申請書等の提出

- ア 期 間 令和8年6月19日（金）から令和8年6月30日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- イ 時 間 午前9時から午後5時まで
- ウ 場 所 桜井市大字浅古485番地の1
桜井市環境部環境総務課（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）
- エ 提出方法 持参又は郵送とします。

①郵送の場合

郵便局の窓口において、「**一般書留**」または「**簡易書留**」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。

受付期間：令和8年6月19日（金）から令和8年6月30日（火）まで

②持参の場合

受付期間：令和8年6月19日（金）から令和8年6月30日（火）まで

ただし、土曜日・日曜日および祝日は除く

午前9時から午後5時まで

オ 提出書類（各1部）

- ・競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・モラルに対する決意を記載した書面（様式2）
- ・配置予定技術者届（様式3）

カ 提出先

〒633-0052

桜井市大字浅古485番地の1

桜井市 環境部 環境総務課

（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）

5 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和8年7月3日（金）に入札参加資格審査結果通知書を交付します。

(2) 通知を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格者は、以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 入札参加資格の確認を得ることが出来なかった者は、その理由について下記の期間に説明を求めることができます。

ア 期 間 令和8年7月6日(月)から令和8年7月7日(火)まで

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 書面(任意様式)で桜井市環境部環境総務課まで持参してください。

エ 令和8年7月10日(金)に理由説明書を発送します。

6 仕様書等の配布

入札参加の確認を受けた者には、仕様書等の郵送を次のとおり行います。

ア 期 間 令和8年7月7日(火)から令和8年7月9日(木)まで

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問は、質問書(様式4)により提出してください。

ア 期 間 令和8年7月13日(月)から令和8年7月14日(火)

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 FAXのみとします。

FAX番号: 0744-45-2002

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり行います。

ア 期 間 令和8年7月16日(木)

イ 回答方法 入札参加の確認を受けたすべての者に対して、FAXで回答します。

8 入札書及び入札書郵送用封筒

(1) 入札書

ア 業務名、入札金額、開札日、入札者住所、代表者名(押印)を記載してください。

※押印する印鑑については登録印を使用してください。

入札参加資格審査申請(物品購入業務委託および小規模修繕)で登録した使用印鑑(以下、「届出印」とする)

イ 入札金額、代表者名、印影又は重要な文字が誤脱し若しくは不明なときは無効になります。記入には、筆跡を容易に消すことができる鉛筆やこすると消えるペンなどは使用せず、黒色のペンまたはボールペンを使用するかパソコン・ワープロ等により作成してください。訂正する場合は、**砂消しゴムや修正液などは使用せず**、訂正箇所^①に二重線を引き届出印と同じ印影を押印し、訂正箇所^②の上か横に正しい文字を記入してください。ただし、**金額の訂正はできません**。金額を訂正する場合は、新しい用紙で作り直してください。

(2) 入札書郵送用封筒

ア 入札書郵送用封筒に入札書を入れ、封かんしてください。封かんは届出印と同じ印影で行ってください。

イ 封筒の表側または裏側の差出人(入札者)欄に住所、業者名及び代表者名を記載し、届出

印と同じ印影を押印してください。

ウ 1枚の入札書郵送用封筒に2件以上の入札書を入れた場合や、入札書郵送用封筒に記載された件名と封入された入札書に記載された件名が異なる場合等は無効となります。

9 入札書の提出及び辞退等

入札書は、郵送により必ず受付期間内に必着するようにしてください。

(1) 提出方法

①郵送の場合

郵便局の窓口において、「**一般書留**」または「**簡易書留**」で郵送手続きを行ってください。郵送に要する費用は入札参加者負担とします。

受付期間：令和8年7月17日（金）午前9時00分から
令和8年7月24日（金）午後5時00分まで

②持参の場合

入札書郵送用封筒に封かんした入札書を持参してください。

受付期間：令和8年7月17日（金）から令和8年7月24日（金）まで
ただし、土曜日・日曜日および祝日は除く
午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒633-0052

桜井市大字浅古485番地の1

桜井市 環境部 環境総務課

（桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階）

(3) 入札参加申請以降に入札を辞退される場合は、アまたはイの方法により、入札辞退届を提出してください。入札辞退届を辞退することにより、後日の入札に影響することはありません。また、すでに提出した入札書等の書き換え、引き換え又は取り消しはできません。

ア 郵送の場合

封筒に入札辞退届を封かんして、封筒表面に入札を辞退することがわかるよう「入札辞退届在中」等記載し、令和8年7月27日（月）午後2時までに届くように郵送してください。封筒の様式及び郵送方法については問いません。宛先は、入札書提出先と同じです。

イ 持参の場合

令和8年7月27日（月）（土曜日、日曜日および祝日を除く）午後2時までに、担当部署に入札辞退届を持参してください。担当部署は、入札書提出先と同じです。

(4) 指定された方法以外で提出された入札書は「無効」となります。また、入札書が受付期間までに到着しなかった場合、入札に参加することはできません。

10 開札日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月27日（月） 午後2時

(2) 場 所 桜井市大字浅古485番地の1

1 1 落札者の決定

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。予定価格を超える場合は失格となります。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

1 2 くじによる落札者の決定

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。立会人が当該者の場合は、その者のくじは当該者がくじを引くものとします。くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。本くじに関しての立会人以外の傍聴は、これを認めません。

1 3 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができます。(1業者につき1名)
- (2) 開札の立会を希望する者は、入札書の提出期限までに、開札立会申請書を持参またはFAX送信してください。
【FAX：0744-45-2002 ※FAXの場合は、送信後に19.お問い合わせ先へ電話連絡してください。】
- (3) 開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で2名とします。
- (4) 代理人が立会を希望される場合は、立会委任状が必要となります。開札当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札当日に開札確認書に署名及び押印が必要となるので、印章（認印可）を持参してください。
(代理人が立会をする場合は、立会委任状に押印している受任者の印を持参してください。)
- (6) 開札の立会を希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

1 4 入札方法

- (1) 桜井市契約規則第9条第1項に基づき行うものとします。
- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。
- (3) 入札の回数は、1回とします。
- (4) 入札書の住所、業者名、代表者名の記入漏れ、印影の押印漏れは無効とします。
- (5) 入札書は封筒に入れ封印し、封筒の表に「入札書在中」(朱書き)、封筒の表または裏に住所、業者名及び代表者名を記入し押印してください。住所及び印影は、業者登録の届出と同

一のものとしてください。

(6) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(7) 入札参加申請以降に入札を辞退するときは、入札辞退届を提出してください。

1 5 入札保証金・契約保証金

桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）の定めるところによります。

1 6 入札の無効等

(1) 本公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札心得等、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

(2) 入札参加資格を確認された者であっても、入札までに入札参加資格をみたさなくなったときは、入札に参加できません。

(3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

(4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。

1 7 契約書作成の要否

要します。落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき落札後、遅滞なく契約を締結するものとします。

1 8 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しません。

(2) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明瞭で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(3) 提出された資格確認資料は返却しません。なお、公表や無断で使用することはありません。

(4) 入札参加者は、仕様書及びその他配付資料等を熟読すると共に、本公告及び入札心得を遵守するものとします。

(5) 一般競争入札（条件付き）に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとします。

1 9 問い合わせ先

奈良県桜井市大字浅古485番地の1

桜井市 環境部 環境総務課

(桜井市グリーンパーク 管理工房棟4階)

電 話 0744-45-2001